

処分基準

令和8年4月1日作成

法令名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根拠条項：第15条第2項第1号
処分の概要：インターネット異性紹介事業者に対する指示
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法令の定め：
処分基準： 別紙1「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示の基準」のとおり
問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全課保安課風俗係（電話011-251-0110） 各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備考：

別紙1

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示の基準

1 指示を行うべき場合

- (1) インターネット異性紹介事業者が、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）第33条に規定する罪、刑法（明治40年法律第45号）第182条に規定する罪、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項に規定する罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）に規定する罪、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）第2条から第6条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）第1条で定める罪に当たる行為を行ったと認めるときは、指示を行うものとする。ただし、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な指示を行うことができないと認められるときは、この限りでない。
- (2) インターネット異性紹介事業者が、法に違反する行為（法第6条第1号から第4号までに違反する行為を除く。）を行ったと認める場合であって、当該行為に対する指導又は警告に従わず、当該行為により生じた違法状態が残存しているとき、当該行為が偶然的なものではなく、繰り返されるおそれがあるとき、その他児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、指示を行うものとする。
- (3) (1)の事項及び(2)の事項に掲げるもののほか、インターネット異性紹介事業者が法令違反行為を行ったと認める場合であって、児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、指示を行うものとする。
- (4) (1)の事項から(3)の事項までの定めにかかわらず、当該インターネット異性紹介事業者に対し、インターネット異性紹介事業の廃止を命ずるときは、指示を行わないものとする。

2 事業停止命令との関係

インターネット異性紹介事業者が行った法令違反行為について、当該インターネット異性紹介事業者に対し、インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずる場合であっても、当該法令違反行為について指示を併せて行うことは妨げない。